

和気町移住活動用自動車貸出制度 Q & A

Q 1 : 移住活動用自動車貸出制度とは、どのような制度ですか。

A 1 : 和気町への移住活動を支援するため町が所有する自動車を貸出する制度です。

Q 2 : 「移住活動」とは、どのような活動ですか。

A 2 : 次の活動が移住活動の対象となります。なお、移住活動用自動車の貸出対象となるには、いずれかに該当する必要があります。

- 移住前の下見
- 住居探し
- 就職活動
- 家具、電化製品、生活用品等の搬入
- 転居に関する各種手続き
- その他町長が必要と認める活動

Q 3 : どのような人が対象となりますか。

A 3 : 次の要件にすべて該当する方が対象となります。

- 移住活動を行う移住希望者又は移住者であること。
- 年齢が満 21 歳以上であること。

Q 4 : 移住希望者、移住者とはどのような方ですか。

A 4 : 「移住希望者」とは、住所が岡山県外にあり、かつ和気町への移住を希望する方をいいます。

また、「移住者」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- 岡山県外から和気町へ住民票を移して 1 か月を経過しない方
- 岡山県外から和気町内の住宅を購入又は賃借し、入居の事実が生じてから 1 か月を経過しない方

Q 5 : 貸し出される車は、どのような車両ですか。

A 5 : 4 人乗り軽バン（A T）で、ナビゲーションシステムが付いています。なお、チャイルドシートはありません。

Q 6 : 使用できる区域に制限はありますか。

A 6 : 原則として和気町内での使用となります。ただし、就職活動や転入に関する手続き等、移住活動の範囲が広域になる場合には、例外的に町外でも使用できます。

Q 7 : 貸出できない日はありますか。

A 7 : 次に掲げる日は貸出を行いません。

- 12月29日から翌年の1月3日までの間
- 移住活動用自動車の点検、故障その他の理由により貸し出すことができないとき。

Q 8 : 貸出の時間に決まりはありますか。

A 8 : 原則として午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、就職活動で面接時間が遅く、返却時間が午後5時15分を超える場合などには、例外的に時間外でも使用できます。

Q 9 : 料金はいくらですか。

A 9 : 無料です。ただし、燃料費その他の実費は、自己負担となります。

Q10 : 移住活動用自動車を使用するには、どのような手続きが必要ですか。

A10 : 使用する日の1か月前から7日前までに、移住活動用自動車使用許可申請書兼誓約書（様式第1号）に運転免許証の写しを添えて提出してください。

なお、様式は和気町ホームページからダウンロードしてご利用いただくか、郵送いたしますので和気町総務課（TEL : 0869-93-1122）までご連絡ください。

Q11 : 何日間使用することができますか。

A11 : 使用日数に制限はありませんが、1回の申請で利用できる日数は1日です。よって、連続して2日以上使用する場合は、日数分の申請が必要となります。また、移住活動用自動車を連続して2日以上使用する場合であっても、毎日保管場所（和気町役場本庁舎）に返却していただきます。

Q12 : 申請者以外の者が運転をしてもよろしいですか。

A12 : 移住活動用自動車使用許可申請書兼誓約書（様式第1号）に運転者記入欄がございます。事前に申請した運転者のみ運転をしてください。

Q13 : 移住活動用自動車の返却方法を教えてください。

A13 : 使用後は、燃料を満タンにして清掃を行い、移住活動用自動車使用報告書（様式第3号）を添えて鍵を返却していただきます。ただし、連続して2日以上使用する場合は、燃料の補給や清掃については、使用最終日のみでも構いません。

Q14 : 交通事故が発生した場合の対応はどのようにすればよろしいか。

A14 : 万が一交通事故が発生したときは、負傷者の救護、危険防止、警察に通報するなど、道路交通法やその他関係法令に定められた措置を取るとともに、直ちに町職員に報告し、速やかに移住活動用自動車事故報告書（様式第4号）を提

出させていただきます。

Q15： 交通事故等により第三者に損害を与えたり、移住活動用自動車に損傷等を与えた場合の賠償はどうなりますか。

A15： 交通事故等に対し、町は自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入しています。

ただし、使用者の運転等が原因で交通事故等が発生した場合で、町が加入している保険で補填されない費用については、使用者に負担していただきます。また、使用者の故意又は重大な過失により、損害、損傷等が発生した場合には、町に対しその損害の全額を負担していただきます。

○任意保険の主な補償内容

- ・ 対人賠償（無制限）
- ・ 対物賠償（無制限）
- ・ 人身傷害賠償（3,000万円）
- ・ 車両補償（100万円）